

## 資源物の持ち去りに対する罰則規定について

板橋区では、平成 16 年に資源物の持ち去りを禁止するため、「区の指定する事業者以外のものは、収集・運搬してはならない」と条例に明記しましたが、これに違反する者への罰則規定は設けませんでした。

しかし、その後も資源物の持ち去り行為は多発しており、区民の安全及び安心感を低下させているほか、区の財政にも多大な影響を及ぼしています。

そこで、持ち去り行為の抑制に関する実効性を高めるため、条例に罰則規定を設けることにしました。

## 条 例 東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例

## 改正概要

## ① 持ち去り行為の禁止

条例第 3 4 の 2 において、資源物の収集または運搬を禁止する。

- ・ 集積所に置かれた資源物は、区及び区長が指定する事業者以外の収集又は運搬を禁ずる。
- ・ 区及び区長が指定する事業者以外のものが資源物を収集又は運搬した場合、資源物を原状に復さなければならない旨を規定する。
- ・ 更に、区及び区長が指定する事業者以外のものが資源物を収集又は運搬した場合、これらの行為を行わないよう警告する旨を規定する。
- ・ 警告を受けた者が、その警告に従わない場合（持ち去り行為を再度行った場合）には、資源物の収集又は運搬を行わないよう命令することができる旨を規定する。
- ・ 命令を受けた者が、その命令に従わない場合（持ち去り行為を再度行った場合）には、命令に従わない旨並びに氏名及び住所その他必要な事項を公表できる旨を規定する。
- ・ 警告や命令に際しては、東京都板橋区行政手続条例に規定する聴聞等の弁明の機会を与えない。（持ち去り行為を現認し、現場において警告を行うため、弁明の余地はない）

## ② 罰 則

条例第 3 4 の 2 における「命令」に従わず、資源物の持ち去り行為を行なった者に対し、20 万円以下の罰金に処す旨を規定する。

更に、常習として持ち去り行為を行う者に対しては、50 万円以下の罰金に処す旨を規定する。